

FAQに記載のないプライバシーマーク会員マイページに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先:sec-denshishinsei@juas.or.jp

2023/10/2更新

## 1.プライバシーマーク会員マイページについて

Q1	プライバシーマーク会員マイページとは何ですか？	A1	プライバシーマークの申請・審査に係る書類を電子データで受け渡しできるように、2023年5月1日に新たに設けた会員ごとのマイページです。JUASセキュリティセンターからの各種情報提供についても、マイページを通じてご覧いただけます。  《2023年5月1日以降、プライバシーマーク会員マイページでできること》 ①申請書類の提出 ②文書審査結果、指摘事項文書の受取 ③改善報告書の提出 ④その他書類（変更報告書、事故報告書等）の提出 ⑤各種情報提供（旧会員ポータルサイトと同様の機能） ※①～③は、2023年5月1日以降プライバシーマーク会員マイページで申請書類を提出いただいた事業者様が対象です。  《2023年5月1日以降、プライバシーマーク会員マイページにアクセスできる方》 正会員A・B：申請担当者様 正会員C：窓口担当者様、申請担当者様
Q2	プライバシーマーク会員マイページの操作マニュアルはどこにありますか？	A2	プライバシーマーク会員マイページ内の「マニュアル」、または「会員向け情報提供」にPDF形式で掲載されています。
Q3	2023年4月末まで見ることができていた「会員ポータルサイト」の情報は、現在どこで見ることができますか？	A3	2023年5月1日より、会員ポータルサイトは「プライバシーマーク会員マイページ」にリニューアルとなり、URLが変更になりました。 会員ポータルサイトに掲載されていたコンテンツは、引き続きプライバシーマーク会員マイページ内の「会員向け情報提供」でご覧いただけます。

## 2.ログインID、パスワードについて

Q1	プライバシーマーク会員マイページへのログインIDと初期パスワードはいつ、どのように連絡されますか？	A1	《これからJUASに入会される場合》 入会のお手続き完了後、窓口担当者様宛にログイン用のID・初期パスワードをメール送信いたします。 申請書類の受付完了後、申請担当者様へログインID・初期パスワードをメール送信いたします。  《2023年4月末時点でJUASに入会されている場合》 2023年4月29日に、窓口担当者様と申請担当者様（ご入会后2023年4月末時点でプライバシーマーク申請をいただいている場合）宛にログイン用のID・初期パスワードをメール送信いたしました。 ※メールが届かずID・初期パスワードがわからない場合、プライバシーマーク会員マイページにログインできません。 各担当者様の氏名またはメールアドレスに変更がある場合は、お早めに変更報告書をご提出ください。 ※変更手続き方法は <a href="#">こちら</a>
----	---	----	---

Q2	ログインID、パスワードがわかりません	A2	<p><b>《ログインIDがわからない場合》</b> メールまたは電話にてJUASへお問い合わせください。ログインIDがわからない対象の窓口担当者様、申請担当者様の登録メールアドレス宛に通知いたします。</p> <p><b>《パスワードがわからない場合》</b> ログイン画面の「パスワードをお忘れの方」から、ご自身で仮パスワードを発行し、登録メールアドレス宛に届いた仮パスワードをもとにログインを行ない任意のパスワードへ変更してください。</p> <p><b>《担当者変更に伴いログインID、パスワードがわからない場合》</b> 「プライバシーマーク変更報告書」および「JUAS連絡窓口変更届」を提出し、担当者の変更手続きを行ってください。 新担当者様の登録手続き完了後、システムより新担当者様の登録メールアドレス宛にログインID、仮パスワードを通知いたします。 ※変更手続き方法は<a href="#">こちら</a></p>
Q3	社内の複数人でPマーク申請を担当しています。JUASに登録をしていない担当者がプライバシーマーク会員マイページにアクセスしてもよいですか？	A3	<p>プライバシーマーク会員マイページにアクセスできるのは、ログインID・パスワードが発行されている以下の方となります。 なお、窓口担当者様と申請担当者様のアカウントで利用できる機能は同じです。</p> <p><b>《正会員A・B》</b> 申請担当者様</p> <p><b>《正会員C》</b> 窓口担当者様、申請担当者様</p> <p>※窓口担当者とは：会員向けの各種情報発信の際の連絡窓口、年会費請求書送付先等として登録されている方を指します ※申請担当者とは：プライバシーマーク申請・審査の担当者、申請料・審査料請求書送付先等として登録されている方を指します</p>

3.電子申請全般について			
Q1	電子申請はいつから開始となりましたか？	A1	2023年5月1日より受付を開始いたしました。
Q2	電子申請とは、どんなことが出来るようになるのですか？	A2	<p>2023年5月1日以降、プライバシーマーク付与適格性審査申請書類一式を電子ファイル(Microsoft Office形式、PDF形式)で申請することができます。 電子申請の範囲は以下の通りです。</p> <p>①申請書類の提出 ②文書審査結果、指摘事項文書の受取 ③改善報告書の提出 ④その他書類(変更報告書、事故報告書等)の提出</p>
Q3	電子申請に伴い、申請事業者がしなくてはならないことはありますか？	A3	<p><b>《これからJUASに入会される場合》</b> 入会審査後にプライバシーマーク会員マイページを開設するため、最初に入会手続きをお願いいたします。 ※入会手続き方法は<a href="#">こちら</a> ※正会員A・Bで初めてプライバシーマーク申請をされる場合は、事前にお問合せください。</p> <p><b>《JUASに入会済みの場合》</b> 窓口担当者様と申請担当者様宛にプライバシーマーク審査に関するお知らせをお送りするため、各担当者様の氏名、メールアドレスがご登録と相違している場合はお早めに変更報告書をご提出ください。 ※変更手続き方法は<a href="#">こちら</a></p>
Q4	電子申請に対応しているブラウザは何ですか？	A4	Microsoft Edge並びにGoogle Chromeとなります。

Q5	会社貸与のPCがMacしかありませんが、申請できますか？	A5	Google Chromeのブラウザから申請が可能です。
Q6	プライバシーマーク会員マイページにログイン可能な時間帯は？	A6	24時間ログインが可能です。（メンテナンス時はログインができなくなりますが、事前に告知をいたします）
Q7	プライバシーマーク会員マイページへ、何時までに申請書類をアップロードすれば当日の申請受付となりますか？	A7	プライバシーマーク会員マイページには24時間ログインできますが、原則15時までのアップロード分を当日分として取扱います。受付済通知は翌営業日までに配信されます。 申請期限、有効期間にご注意いただき、お早めの申請をお願いいたします。 ※プライバシーマークの有効期間と更新審査の申請期限の確認方法は <a href="#">こちら</a>

#### 4.入会について

Q1	電子化に伴い、入会の方法は変わりますか？	A1	入会の方法は、従来と変更ありません。 弊協会ホームページより「入会申込書（正会員C）」をダウンロードし、メールにてご提出ください。 ※入会手続きについては <a href="#">こちら</a>
Q2	入会と申請は同時にできますか？	A2	入会審査後にプライバシーマーク会員マイページを開設するため、入会と同時の申請は行えません。

#### 5.申請について

Q1	プライバシーマーク会員マイページにアップロードできる電子ファイルの形式は？	A1	Microsoft office形式(Word、Excel)、PDFファイル形式の電子ファイルがご提出可能です。 ※ZIPファイルはご利用いただけません。
Q2	窓口担当者と申請担当者が同じ人物なのですが、申請の電子化に伴い別々にする必要はありますか？	A2	電子化に伴い、同一の担当者様を別々に変更する必要はございません。
Q3	電子申請開始以降も、これまで通り紙で申請することはできますか？	A3	2023年5月1日の電子申請開始以降、紙での受付は致しかねます。 ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。
Q4	プライバシーマーク会員マイページを利用して申請するにあたり、申請書類を準備しています。電子申請開始前の申請様式（2022.04版）はそのまま使うことができますか？	A4	申請様式の内容は変わりませんが、プライバシーマーク会員マイページにアップロードする際には、様式ごと（様式1-①～様式9）に分けてアップロードをいただきます。 そのため、申請様式（2022.04版）を利用する場合は、事業者様にて様式ごとに個別のWordファイルに分割していただく必要があります。 ※電子申請開始後の申請様式（2023.05版）では、様式1-①～様式9を様式ごとに個別のファイルにしておりますので、事業者様で分割をする必要はありません。
Q5	プライバシーマーク会員マイページを利用して申請するにあたり、自社の規程や様式を電子申請用に修正する必要はありますか？	A5	特別に規程・様式類の内容を修正をする必要はありませんが、ファイル形式をWord、ExcelまたはPDF(サイズは問いません)とし、規程・様式毎に個別にファイルを作成・保存しご準備ください。 ※ファイルのアップロード時、ZIPファイルはご利用いただけません。
Q6	申請様式1-③の押印はどのように対応すればよいですか？	A6	付与契約の際に印影を確認する必要があるため、紙に法人登記印を押印したものをPDF化し、プライバシーマーク会員マイページへアップロードしてください。
Q7	謄本は紙での提出が必要ですか？	A7	法務局で取得した謄本をPDF化し、アップロードしてください。 なお、電子謄本での申請は受付けておりません。
Q8	プライバシーマーク会員マイページを利用して提出する規程・様式類は、社内で押印後の紙をスキャンしてPDF化しなければなりませんか？もしくは、押印のないWordやExcelデータを提出すればよいですか？	A8	規程・様式類の押印は必須ではございません。 押印の有り無しどちらのご提出方法にも対応した審査を行いますので、ご提出頂くデータの形式はどちらでも構いません。

Q9	プライバシーマーク会員マイページにアップロードするファイルの名称に決まりはありますか？	A9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程、様式類のファイル名称は「申請様式6のNo_様式名」（例「1_個人情報保護方針」「2_個人情報保護規程」）としていただくと、審査がスムーズに進行します。</li> <li>・その他のファイル名称に特段の決まりはございませんが、ファイルの内容と著しく異なる名称でご提出いただいた場合は、確認のご連絡をさせていただくことがあります。</li> </ul>
Q10	電子申請開始前（2023年4月末まで）に紙で申請し審査中ですが、2023年5月1日以降に組織変更が発生しました。組織変更は電子での申請となりますか？	A10	<p>2023年4月末までに紙で申請をいただいている審査と一緒に取扱いますので、組織変更申請書類を郵送でご提出ください。</p> <p>なお2023年5月1日以降、弊協会ホームページでダウンロードできる組織変更申請書類は、電子申請用にファイルを分割しております。</p> <p>お手数ですが分割された申請書類を印刷してご郵送ください。</p>
Q11	規程や様式等のファイルを圧縮したり、パスワードをつけてアップロードしてよいですか？	A11	<p>ファイルは圧縮やパスワード設定をせず、個別のファイルをアップロードしてください。</p> <p><b>※複数ファイルを選択し一度にアップロードすることが可能です。詳しい操作はプライバシーマーク会員マイページのマニュアルをご参照ください。</b></p>

## 6.現地審査について

Q1	プライバシーマーク会員マイページを利用して、電子データとして提出した書類は、現地審査当日に紙で印刷して準備する必要がありますか？	A1	<p>現地審査では、事業者様の管理形態（紙、電子データ）に合わせて書類を確認しますので、紙・電子データのどちらでご準備をいただいても構いません。</p> <p>ただし電子データでの確認は、紙に比べ審査に多くの時間をいただく関係上、審査員より事前に一部記録の印刷をご依頼する場合があります。</p>
----	--	----	--

## 7.改善報告書について

Q1	改善報告書に押印する印は、どのように対応すればよいですか？	A1	紙に押印してPDF化し、プライバシーマーク会員マイページへアップロードしてください。
----	-------------------------------	----	--

## 8.変更について

Q1	JUASに登録している窓口担当者、申請担当者の情報に変更があります	A1	<p>「JUAS連絡窓口変更届」「プライバシーマーク付与に係る変更報告書」変更報告書をご提出ください。</p> <p>担当者氏名または担当者アドレスに変更があった場合は、登録情報の変更手続き完了後にプライバシーマーク会員マイページのログインIDと仮パスワードを、新しいメールアドレス宛に通知します。</p> <p>※変更手続き方法は<a href="#">こちら</a></p>
----	-----------------------------------	----	---

## 9.その他

Q1	電子化に伴い、JUASからの送付物は全て電子対応となりますか？	A1	<p>以下の書類は、電子申請開始後も紙でのお送りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種請求書</li> <li>・プライバシーマーク申請書類受領書</li> <li>・付与適格決定通知等</li> </ul>
Q2	電子化に伴い、特別な費用は発生しますか？	A2	電子化に伴い、追加費用は発生いたしません。